
もしものとき①

医療・介護



「どう生きたいか」について考えてみませんか？



わたしの意思について ～医療～

いのちに関わる病の告知は、本人より先に家族にされることもあります。事前にこのノートを家族と共有しておくことで、もしものときでもあなたの気持ちを伝えることができます。

いのちに関わる 病の告知について	☐ 厳しい内容も含めて全て自分に話してほしい ☐ 病名や余命などの概要でよい ☐ 自分は聞きたくない ☐ その他（ ）
医療についての 希望	☐ 治癒が望めなくても、1日でも長く生きられる 治療を受けたい ☐ 治癒が望めないなら、延命措置はしないでほしい ☐ 延命措置は望まないが、苦痛は和らげてほしい ☐ その他（ ）
療養したい場所	☐ 自宅 ☐ 病院 ☐ 介護施設等（ ） ☐ 終末期に苦痛を和らげ、穏やかに過ごす場
臓器提供に ついて	☐ 臓器提供を希望する （臓器提供意思表示カード等の場所： ） ☐ 臓器提供を希望しない

『人生会議』を知っていますか？

『人生会議』とは、もしものときに受けたい医療やケアについて、あなたの思いを家族や医師などと共有しておくことです。『アドバンス・ケア・プランニング＝ACP』とも呼ばれます。

人生会議は、たとえば次のように考えて進めていきます。

人生会議の3ステップ		例
Step 1	あなたの大切なことを考えましょう。	家族のそばにいたい 住み慣れた街にいたい など
Step 2	もしものとき、あなたの大切なことを伝えてくれる人を選びましょう。	家族や親しい友人 など 複数人でも大丈夫です。
Step 3	信頼できる医療・介護関係者とも話し合しましょう。	あなたの希望を理解してもらうために話し合います。

わたしノートであなたの思いを整理したことをきっかけに、一度考えてみるのもいいかもしれません。

＜人生会議についてもっと知りたい方へ＞

茨木市のホームページで「人生会議」と検索すると、詳しい内容をご覧いただけます。

人 生 会 議

検 索





○判断能力が低下した場合に、財産管理に関することを伝えている人

※認知症や病気等で、意思表示が出来なくなった場合に備えて、財産管理についてどのようにしたいかを伝えておきましょう。家族以外にも、成年後見制度等で第三者に伝えることも可能です。

自分の意思を伝えられなくなった時に備えたい方へ

○成年後見制度について

認知症等で、判断能力が十分でない方を保護・支援するための制度です。

成年後見制度を利用するためには、家庭裁判所に成年後見人等の選任を申し立てる必要があります。

成年後見制度 には「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

法定後見制度	本人、配偶者、4親等以内の親族または市長が家庭裁判所に申立てを行い、家庭裁判所が選任した成年後見人が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人がした不利益な法律行為を後から取り消すことができます。
任意後見制度	本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書で結んでおくものです。

※法務省ホームページ「成年後見制度～成年後見登録制度～」より抜粋

〈成年後見制度に関する一般的な説明〉

地域福祉課（072-620-1634）または長寿政策課（072-620-1637）

〈制度の詳しい説明やご相談〉

茨木市のホームページで「成年後見制度」と検索すると、詳しいご相談先をご覧いただけます。

成年後見制度

検索





メモ

◎その他、希望することや伝えておきたいことがあれば記入しましょう。